

聖監告示第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を行った結果は次のとおりであるので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和5年12月4日

聖籠町監査委員 小林 勝治

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、聖籠町監査基準(令和2年4月1日監委訓令第1号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（出資団体）

3 監査の対象

- (1) 出資団体 聖籠地場物産株式会社
- (2) 所管課 聖籠町産業観光課
- (3) 対象事務  
出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和4年度及び前後の年度）

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

- (1) 所管課
  - ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。
  - イ 出資金等の支出手続は適正か。
  - ウ 株券等の保管状況は良好か。
  - エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
  - オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
  - カ 増資・減資等はあるか。
- (2) 出資団体
  - ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
  - イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
  - ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

- エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。
- キ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ク 会計経理及び財産管理は適切か。
- ケ 資金の運用は適切か。また、経費の節減は図られているか。

## 5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る団体の財政的支援等に係る出納その他の事務が財政支援等の目的に沿って行われているか否かについて、関係者から聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 聖籠町役場監査員室及び聖籠地場物産株式会社
- (2) 監査期日 令和5年11月2日(木)

## 7 出資団体の概要

- (1) 設立年月日等 平成4年12月2日(平成6年3月開業)
- (2) 設立目的  
地域消費者の利便性の増進を図るため、大型店の集客力及び販売力を活用して地元農産物、果物、鮮魚等の生産販売を促進し、地域の商業及び農業とあわせて、漁業の振興を図る。
- (3) 事業内容
  - ア 農産物直売所の運営
  - イ ふるさと納税業務受託
  - ウ 飲食事業
  - エ 農産物加工センター指定管理業務受託
  - オ テナント事業
- (4) 出資状況  
聖籠町の出資金は36,000千円であり、出資比率は100%である。

## 8 監査の結果

所管課及び聖籠地場物産株式会社から事前に提出された資料に基づき監査員室及び聖籠地場物産株式会社において監査を実施した。

以下の点について、不十分と認められたので改善に取り組むことを要望する。

### (1) 経営成績

第31期(令和5年3月31日期末)の決算によると、当期営業損失8,146千円、当期純損失2,712千円、当期繰越利益剰余金(累積赤字)△50,311千円、前回監

査時の平成30年以降も、依然として債務超過の状況が継続している。

このことから、平成28年度以降、出資者である町が毎年5,000千円から8,000千円の農産物販売促進事業助成金を助成してきた。累計額で38,000千円となっており、本年度も8,000千円の助成金を支出することになっている。

## (2) 人員体制

正社員は2名、パート職員9名計11名であるが、前回の監査時とほぼ変わっていない。正社員のうち1名は加工センター担当であり、実質正社員1名で運営している状況である。事務負担が大きく人員体制の強化を図る必要がある。

## (3) 事務処理体制

会計入力等も前記正社員1名で行っており、文書決裁、資金執行手続き、伝票、領収書、請求書等の関係帳票の保存など、十分に整備されているとは言えない状況である。重要案件は代表取締役等の役員と口頭により確認しているなど、依然として事務処理体制、内部統制が十分に整備されていない。

以上のことから、町では令和4年3月に聖籠地場物産株式会社を含む、「聖籠地場物産館のあり方検討委員会」を立ち上げ、同委員会から令和4年12月に聖籠地場物産館に関する今後の方針に関する意見書（6つの方針）が町長に提出された。これを受けて聖籠地場物産株式会社に対する具体的な運営改善策等を策定するため、外部コンサルタントによる検討が本年度から着手された。

当面は、町と外部コンサルタントによる検討結果の推移を注視していく必要がある。

また、町は改善に向けた具体的な方策についてスピード感をもって決定し、速やかに公表することを要望する。

以上